

石油税制改革を柱に運動展開

神奈川県石油政治連盟

会長 渡 辺 治 夫



私たち神奈川県の石油販売業界の先輩は、石油業協同組合を昭和27年に、石油商業組合を昭和38年

に設立しており、今年で創立50周年・40周年を迎え11月12日に記念式典を行いました。

私たちの政治活動も、この二つの組合組織を母体にして昭和44年に石油政治連盟神奈川県支部がスタートし、現在の「神奈川県石油政治連盟」に引き継がれて早や33年の歴史を重ねています。

この間に蓄積した地道な政治活動が、行政による種々の支援や指導となって石油販売業界の活性化に役立ってきました。

しかし最近の数年間には国の内外を問わず業界を取巻く環境は目まぐるしく変化しており、私たち石油販売業者にも殊更のように経営の自己責任・発想の転換が求められる世相となっているように思われます。現下のような厳しい時代環境のときほど、中小企業である同業者は団結すべきで、そのために組織されている石油組合を柱として、私たちの主張を業界の内外に強くアピールする必要があります。

それには側面からの政治的な支えも重要であり、政治活動を熱心に行う意義がそこにあると思います。従ってこれまでも余り目立たない形ではありますが数々の成果を挙げてきている石油政治連盟の活動は更に大きな役割を持つものとなっています。

平成14年度は既に半ばを過ぎましたが年末にかけて最も重要な時期を迎えるのが“税制改革問題”です。全国油政連は当面の最重点運動目標に『石油税制の改革』を掲げており、ガソリン税・軽油引取税を現行の約半額となる基本税率に戻すこと、道路整備財源の抜本的見直しを行うこと等を要請しています。私たち神奈川油政連も同一步調で活動を盛り上げ、石油販売業者全員の期待に応えられるよう努力したいと思います。

会員の皆さんの力を結集して運動を推進するよう全面的なご協力、ご支援をお願い申し上げます。

なお当神奈川県石油政治連盟は、同業各位の全員参加が目標です。一人でも仲間が増えるよう“新会員募集”に会員の皆様のご尽力をお願い致します。

「軽油脱税取締り強化」や「共同受注事業の積極活用」 自民党神奈川県支部連合会に要望

自由民主党神奈川県支部連合会は今年6～7月に「平成15年度の税制改正要望」について、県内各業種からヒヤリングを行った。神奈川県石油政治連盟は、7月18日に説明に臨み、国に対する要望9項目、県に対する要望4項目について実現方を強く要請した。

このヒヤリングには業界から渡辺治夫神奈川県石油政治連盟会長、森洋神奈川県石油商業組合・協同組合理事長はじめ全副理事長が出席した。
要望した計13項目の概要は以下のとおり。

◇国への要望◇

1. 石油諸税の軽減について

ガソリン税、軽油引取税は、再三にわたり租税特別措置法による暫定税率で増税され過重負担となっている。生活必需品であるガソリンは基本税率28.7円/ℓが平成14年度末までの暫定措置で53.8円となっており、小売価格の5割以上に及ぶ高率課税は著しく公平性を欠いている。税率軽減を強く要望する。

2. 消費税との二重課税の排除

平成元年に消費税が導入されて以来、ガソリン税と消費税は単純併課（二重課税）であり、酒、タバコ、自動車等と同様に、調整併課を実現するよう要望する。

3. 道路特定財源の用途見直しへの公平・適正な議論

道路特定財源の税収額2兆8千億円の一部を一般財源化するのは「財政の更なる硬直化を招き、事業肥大化と財源不足を理由にした増税スパイラルがさらに増す」と考えられる。一般財源に転用する余裕があるならば、現行のガソリン税、軽油引取税の暫定税率を基本税率に引き下げた上で検討するのが筋である。実質徴税代行者である石油販売業者の声を理解し幅広い議論を重ねるよう要請する。

4. 石油に偏重した環境税の創設反対

地球温暖化問題に対応するため石油等の化

石燃料を対象に「環境税（炭素税）」創設が検討されているが、石油に偏重することなく、課税対象は広く、薄く、公平な負担を求めべきである。

5. 外形標準課税の導入反対

石油販売業界は規制緩和以降、全国ベースで毎年千数百もの給油所が閉鎖に追い込まれ、業者の半数以上が赤字経営に陥っている。このような中で外形標準課税が導入されると更なる過重負担となり、雇用にも影響する懸念があるなど経済活性化にならない。導入には強く反対する。

6. 軽油引取税脱税防止・取締りの徹底

軽油に灯油・A重油等の混和、A重油不正使用による軽油引取税の脱税行為防止策の実現を強く要望する。①軽油周辺油種への識別剤添加と路上検査制度を地方税法に規定すること。②脱税に係る罰則を強化し、購入者罰則の規程も設けること。③県税当局の徴税能力向上を図り、総務省内に都道府県を越えた広域調査体制を構築すること。④経済産業省と総務省が速やかに情報交換できる連携体制をとること。申告・不納税に効果的な調査体制を構築すること。

7. 不当廉売など不公正取引に対する迅速・厳格な取り締まり

不当廉売を繰り返す事業者に実効性のない「注意」でなく、厳格な取り締まり・明確な

措置をとり、その理由について情報開示をお願いしたい。流通支配を強めようとするメーカーによる優越的地位の乱用・差別的卸価格の適用など独禁法違反行為を防止する措置を講じられたい。

8. 共同受注事業の積極的利用について

神奈川県石油業協同組合は官公需適格組合として県及び国の出先機関に年間約7千万円の納入実績がある。

当組合は安定供給について県内を網羅できる組織であり、大規模災害対策の観点からも県内の国の出先機関等の石油製品発注は共同受注事業を活用するよう関係機関を指導されたい。

9. 軽油引取税交付金の増額について

軽油引取税の特別徴収・県への期限内納入

は石油販売業者の事務的・金銭的負担で保たれている。交付金の交付率は2.5%から3%以上に増率されたい。

◇県への要望◇

1. 官公需適格組合による受注機会の拡大・積極的利用の要請、2. 軽油引取税脱税防止・取締りの徹底、3. 軽油引取税交付金の増率要請、の3件は国への要望と同じ。

4. 軽油引取税還付の迅速化

特別徴収義務者の貸し倒れ等による徴税不能分は税還付が規定されている。しかし掛売り代金貸し倒れを損金参入した決算書の提出が必要で、事故発生から1年以上の期間を要する。については石油組合の証明をもって「正当な理由の認定」とするよう検討されたい。

油政連 新会員募集

神奈川県石油政治連盟では新会員を募集しています。

- * 年会費 個人会員 8,000円、 法人会員 9,600円（いずれも1口当り）
- * 加入申込書は、記入・捺印のうえ、郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。
- * 申込書送付・お問合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3、TEL 045-641-1351へ。

加入申込書

神奈川県石油政治連盟
会長 渡辺 治夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として加入します		II 法人会員として加入します	
ふりがな		ふりがな	
氏名	印	会社(団体)名 代表者	印
現住所	(〒)	現住所	(〒)
電話		電話	
会社名 (役職)		加入する営業所	カ所
		担当者名 (役職)	

* 法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります。

通知書の送付先 (現住所以外へ送付の時のみ)	(〒)	[電話]
---------------------------	------	--------

石油税制改革・経営危機突破



(小泉事務所で陳情)

総決起大会ひらく

※ 大会スローガン ※

- ◇ガソリン税の暫定税率の撤廃
- ◇ガソリン税の貸倒れ還付制度の創設
- ◇ガソリン税の用途拡大に反対
- ◇石油販売業の信用保証制度の拡充

全国石油政治連盟と全国石油商業組合連合会は、平成14年11月20日、東京・千代田区永田町の自由民主党会館に全国から、各都道府県の石油政治連盟会長・石油販売業者の代表・来賓など約200人を結集して「石油税制改革・経営危機突破総決起大会」を開催した。この大会には油政連が推薦する衆・参両院の国会議員も多数出席し、神奈川県選出の甘利明先生、鈴木恒夫先生、小此木八郎先生、菅義偉先生、田中和徳先生も駆けつけてエールを送った。

大会は、関全石連会長挨拶の後、業者代表の高見沢信義氏（長野県）荒木義夫氏（愛知県）からスローガンに沿った意見開陳があり、「大会決議」を満場一致で採択したあと、全員のシュプレヒコールで盛り上げた。

【大会決議】（要旨）

- 一、ガソリン税の暫定税率を来年3月末の期限切れをもって本則税率に戻すべきである。
- 二、ガソリン税を道路まがいの用途に拡大することは断固反対する。用途拡大を認めればなし崩し的に増税される恐れがあり、受

益者負担の原則から到底容認できない。

- 三、販売業者段階で貸し倒れが発生した場合は、納税義務者（精製・元売）を通じてガソリン税相当額を還付する制度を要望する。
- 四、業界が実施している信用保証事業に係る「信用保証基金」に対して国庫補助金の積み増しを要望する。

神奈川県選出議員に陳情

大会終了後、参加者全員は「陳情団」を結成して、それぞれに地元選出の国会議員に陳情攻勢をかけた。

神奈川の陳情団は、森理事長、渡辺会長を先頭に永田町の衆議院第1議員会館、同第2議員会館、参議院議員会館を巡って、菅義偉（2区）、小此木八郎（3区）、鈴木恒夫（7区）、田中和徳（10区）、小泉純一郎（11区）、甘利明（13区）、河野太郎（15区）、亀井善之（16区）、河野洋平（17区）、中本太衛（比例区）、小林温（参議院）各先生の部屋を歴訪して、決議文などを手渡すと共に、業界の厳しい実情を訴え支援を要請した。

全国油政連ニュース

全国石油政治連盟では、平成14年度も都道府県の石油政治連盟からの要望を踏まえて、活動しています。今年度は、①石油諸税の軽減・基本的な制度改革、②軽油引取税の脱税撲滅・防止対策、③石油販売業者の金融助成措置の拡充等、に重点を置いており、年度はじめから国会・行政の各方面に要請を続けている。

- 4/3 「一木会」(会長：林義郎先生)を開催。今年度の活動方針について具体策を協議。
- 5/9 14年度通常総会開催。
- 5/24 全石連14年度通常総会に際して、全国石油政治連盟との両会長連名で「石油諸税の軽減を要望する緊急決議」を採択。今年度の最重点事項として確認。
- 5/29 公正取引委員会に対して「私訴制度における実効性が確保できる」具体策を要望。
- 6/14 佐藤国土交通副大臣に対して、道路特定財源について“暫定税率の廃止”および“一般財源化に反対”を陳情。



(片山総務大臣に陳情)

- 6/19 全国石油業厚生年金基金連合会と全国油政連、全石連は「厚生年金基金の財政再建問題」について、津島雄二・自由民主党年金制度調査会長に対して、国として抜本的なテコ入れ策の確立と早期実施を陳情した。この席には、吉田六左衛門自民党衆

議院議員・ガソリンスタンドを考える若手議員の会会長も同席し、改善措置を要請した。



(塩川財務大臣に要請)

- 6/25 関正夫全石連会長、小沢二郎全国油政連会長は、塩川財務大臣に会い、道路特定財源の一般財源化反対、ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止問題について、業界の実情を踏まえて措置をとるよう理解を求める陳情をした。
- 7/11 「ガソリンスタンドを考える若手議員の会」開催。業界の実情を踏まえ当面の活動方針を議論した。
- 7/17 全国油政連会長等は、片山総務大臣に面会し、軽油引取税の脱税防止取締り強化策、道路特定財源の一般財源化問題等について陳情した。この席にはガソリンスタンドを考える若手議員の会のメンバー17人も同席し、片山大臣に理解を求めた。
- 7/23 理事会開催。若手議員の会吉田会長も出席して、今後の活動について協

議した。

9/12 理事会開催。「平成15年度税制改正要望」11項目を決定。

9/18 林義郎一木会会長に、油政連・全石連が決定した平成15年度税制改正要望の内容を説明し、実現方を要請した。

9/20 自由民主党に対して、税制改正要望書を提出。

一木会メンバー、ガソリンスタンドを考える若手議員の会メンバーの衆参各議員に対して税制改正要望の各項目が15年度で実現するよう支援方を要望する活動を開始。その後も波状的に陳情を続けている。

10/3 全国油政連と全石連で「石油税制問



(若手議員の会と打合わせ)

問題対策本部」の設置を決定。

10/16 石油税制問題について活動の具体策打ち合わせ。11月20日に「石油税制の改革実現のための総決起大会」を開催することを決定。

同日、ガソリンスタンドを考える若手議員の会を開き、総決起大会への支援を求めた。

3要件を満たせば

計量器の検定前修理義務が免除になります

給油所の計量器は7年の有効期限が切れると、再検定が必要です。

また平成13年1月からは、再検定に際して『検定前の修理』が義務付けられています。

しかし次の3要件をクリアできる事業所は、検定前の修理義務が免除されます。

- ①石油組合が実施している「計量器自主検査」を毎年受けている事業所。
- ②計量器自主検査の結果が「検定公差内(±5/1000)」の機器であること。
- ③自主検査の「点検記録台帳」を保管し、検定のときに台帳を添付できること。

.....

今年11月からは、再検定に際して「計量器の計量数値表示と
POS伝票の計量数値が一致」していなければなりません

.....

◎計量器検査などのお問い合わせは 県石油組合事業課へ。 TEL 045-641-1351

神奈川県石油政治連盟 常任委員

平成14年度

役職名	氏名	組合役職	役職名	氏名	組合役職
会長	渡辺 治夫	副理事長	会計責任者	植栗 正光	事務局長
副会長	森 洋	理事長	常任委員	大貫 嘉徳	東部地区議長
副会長	相原 正次	副理事長	常任委員	小泉 光一郎	西部地区議長
副会長	上野 誠	副理事長	常任委員	志村 昭和	北部地区議長
副会長	鮫島 康孝	副理事長	常任委員	井出 城二郎	南部地区議長
副会長	今関 康裕	副理事長	監事	中村 保夫	監事
副会長	鶴岡 勉	副理事長 中部地区議長	監事	川田 善久	監事
副会長	矢部 雄三	専務理事			

神奈川県石油政治連盟地区部会長

平成14年度

地区	地区の範囲	氏名	会社名	組合支部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	高野 亨	富倉興業(株)	横浜中
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦油(株)	港西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	齋藤 康治	喜久興産(株)	鶴見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	森 哲夫	(有)森商会	湘南鎌倉
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大貫 芳夫	(有)大貫商事	戸塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	嶋崎 猛	大栄石油(株)	港西
7	横浜市緑区・都筑区・港北区	安齊 富夫	(株)安齊商店	港北
8	川崎市宮前区・横浜市青葉区	猿橋 脩恵	(株)猿橋商事	川崎北
9	川崎市高津区・多摩区・麻生区	木所 章	(株)木所	川崎北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴澤 順之	巴商事(株)	川崎中央
11	横須賀市・三浦市	岡 義孝	辰巳石油(株)	横須賀三浦
12	藤沢市・高座郡	富田 良一	(株)遠藤石油	藤沢
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	加藤 勉	(有)加藤石油商会	高座
14	相模原市	細谷 政幸	(有)細谷商店	北相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	小泉 光一郎	相模石油(株)	湘南
16	厚木市・伊勢原市・津久井郡・愛甲郡	原 寿美	(株)原商会	厚木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井上 和足	井上商事(株)	足柄

石油健保組合に加入して **会社の経費を節約!**

神奈川県石油業健康保険組合に加入すると、政府管掌健康保険（社会保険事務所）より掛金（保険料）が大幅に安くなるなど多くのメリットがあります。

メリット1 保険料が割安です

	毎月の保険料	ボーナス時保険料
石油業健保組合	29,520円	無し
社会保険事務所	30,600円	支給額の 8/1000

給与月額36万円の人を例にした保険料です。毎月の保険料だけで年間12,960円も安くなります。

メリット2 医療費の補助があります

医療費の本人負担が30,000円を超えると超過部分の全額を組合が補助。

メリット3 健康づくりに補助やサービスがあります

※「人間ドック」に一人25,000円を健保組合が補助

※「海の家」無料利用券を健保組合が配布

※事業主の負担軽減＝事業主は一般健康診断1,000円、成人病検診3,000円の負担で済み、残りは健保組合が補助

※「家庭常備薬」と「保養所の利用」を健保組合が割安で斡旋

詳細は神奈川県石油業健康保険組合へTEL 045-641-2473

石油厚年基金を活用して **老後の暮らしを充実!**

神奈川県石油業厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を“国に代って給付”するほか、厚生年金基金独自の“上乘せ給付”を行っています。
石油業厚生年金基金に加入すると、社員の「老後の所得保障」が充実し社員が安心して働ける職場環境づくりに役立ちます。

《基本部分の年金》

国に代って給付する年金には、1%の上積みがあります。（1ヶ月以上の加入期間があれば給付が受けられます）

《加算部分の年金》

10年以上の加算加入期間があれば年金基金独自の「上乘せ部分（約30%）」が一生給付されます。ただし加入期間が3年以上10年未満の人は一時金が支給されます。

なお上乘せ部分掛金の事業主負担は、加算加入員の平均標準給与月額によって算定されます（例：平均標準給与月額が34万円の場合は6,630円/月）

《福祉施設》

加入員、年金受給者が死亡した際には「弔慰金」の給付があります。

詳細は神奈川県石油業厚生年金基金へTEL 045-681-0825